

入札説明書

令和5年札幌市告示第1352号に基づく入札等については、札幌市契約規則、その他関係法令に定めるもののほか、本入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和5年3月22日

2 契約担当部局 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市役所本庁舎6階北
札幌市建設局土木部道路維持課事業係
TEL 011-211-2632
FAX 011-218-5123
MAIL doroji-jigyou@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称 路面下空洞探査業務（その2）

(2) 調達案件の仕様等 仕様書による。

(3) 履行期間 契約締結の日から令和5年（2023年）11月17日まで

(4) 履行場所 市内一円

（北9条西線外）

(5) 入札方法

入札は、総価で行う。なお、落札決定に当たっては、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く）の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った入札参加者（以下、「評価対象者」という。）について、入札書記載金額及び技術資料をもとに、落札者決定基準による評価を行い、評価点を決定した結果、評価点の最も高い者を落札者とし、評価点の最も高いものが複数いる場合は、くじにより落札者を決定する。この場合、当該落札予定者のうちくじを引かない者があるときは、その者に代わって当該入札事務に関係のない本市職員にくじを引かせ、落札予定者を決定する。

なお、開札をした結果、各者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、当該入札を不調とする。

(6) 本調達は、地方自治法施行令第167条の10の2第3項の規定に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の調達である。

4 入札参加資格

総合評価一般競争入札に参加することができる者は、次に掲げる参加資格のすべてを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。

(2) 令和5・6年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が大分類「建設関連サービス業」、中分類「建設関連調査サービス業」として登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が

著しく不健全な者でないこと。

- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 配置する主任技術者は、調達役務の内容と同種又は類似の履行実績を有する者であること。なお、同種又は類似の役務とは、札幌市路面下空洞探査業務総合評価一般競争入札実施要領（以下、「要領」という。）別表1に示すものとし、要領第10号様式にて確認する。
- (6) 路面下空洞探査車は、下表に示す性能と同等以上とする。（借受含む）
なお、保有状況については、別添1にて確認する。

	項目	標準性能
ア	探査速度	40km/h 以上
イ	探査深度	1.5m 程度
ウ	探査能力①	縦 50cm×横 50cm×厚さ 10cm 以上の空洞を確認できること
エ	探査能力②	検出された異常信号について、GPS 及び路面映像等により正確な位置を特定できること。

5 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、後記(2)の総合評価の方法によって得られた得点（以下、「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。

(2) 総合評価の方法（落札者決定基準）

ア 評価は、開札後、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者について、入札価格及び技術資料等に基づき行うものとする。

イ 評価は、「価格評価」及び「技術評価」に区分し、その配点をそれぞれ次のとおりとする。

(ア) 価格評価点 15点

(イ) 技術評価点

① 実施方針 22点

② 企業の評価 10点

③ 配置予定技術者の評価 11点

ウ 総合評価点は、次に掲げる算定式により算定する。

総合評価点＝価格評価点＋技術評価点

エ 価格評価点は、次の算定式により算定する。

価格評価点＝60点×（1－入札価格／予定価格）[小数点第4位切捨て]

ただし、入札価格が予定価格に10分の7.5を乗じた価格（以下、「基準価格」という。）を下回る者については、算式中の「入札価格」を「基準価格」と読み替えて価格評価点を算出するものとする。

オ 価格以外の要素の評価について、その概要を次のとおりとし、評価項目及び評価

基準の詳細は、要領別表 1 の落札者決定基準による。

(ア) 実施方針

- a 業務理解度 (第 2 号様式)
- b 実施手順の妥当性 (第 3 号様式)
- c 工程計画の妥当性 (第 4 号様式)
- d 業務上配慮すべき事項の適切性 (第 5 号様式)
- e 調査機器類の精度管理の適切性 (第 6 号様式)

(イ) 企業の評価

- a 過去 10 年の同種業務履行実績 (第 7 号様式)
- b 同種業務履行実績の規模 (第 7 号様式)
- c 本店等所在地における常勤技術者等 (第 8 号様式)
- d 建設コンサルタント登録状況 (第 9 号様式)
- e I S O 9 0 0 1 取得状況 (第 9 号様式)

(ウ) 配置予定技術者の評価

- a 主任技術者が過去 10 年に従事した業務履行実績 (第 10 号様式)
- b 主任技術者資格保有状況 (第 10 号様式)
- c 担当技術者資格保有状況 (第 11 号様式)

カ 落札者となるべき同じ総合評価点の者が 2 人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

なお、くじ引きの場所、日時等については、該当する者に別途通知する。また、該当者又はその代理人がくじを直接引かない者がいるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない本市職員がくじを引くものとする。

(3) 落札者の決定

落札者を決定したときは、総合評価に係る審査結果について、入札に参加した者に対し、適当な方法により通知する。なお、落札決定は、令和 5 年 4 月 28 日 (金) までに行う予定である。

(4) 総合評価の結果の公表について

ア 落札者決定後、本調達における入札結果を公表する。

イ 予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者は、公表された自らの評価点に疑義がある場合は、上記 (3) の通知をした日の翌日から起算して 3 日 (札幌市の休日を定める条例 (平成 2 年条例第 23 号) に規定する休日を除く。) 以内に、書面により疑義の照会を行うことができる。なお、その場合の回答は、書面にて後日行う。

6 入札手続等

(1) 一般競争入札参加資格審査書類の提出

この総合評価一般競争入札に参加を希望する者 (以下、「入札参加者」という。) は、入札書のほか、上記 4 の入札参加資格の審査に係る書類及び上記 5 (2) イ (イ) に掲げる技術評価に係る書類 (以下、「技術資料等」という。) を同時に提出期限日までに提出しなければならない。また、入札参加者は、落札決定までの間において、これらの提出書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 上記 4 の入札参加資格の審査に係る書類 (別添 1)

イ 上記 5 の技術評価に係る書類 (第 1 ~ 11 号様式)

(2) 入札書及び技術資料等の提出

入札参加者は、入札書及び技術資料等（以下、「入札書等」という。）を、次のとおり提出しなければならない。

ア 入札書等の提出期限及び提出先

(ア) 提出期限 令和5年4月11日（火）16時00分（送付の場合は必着のこと。）

(イ) 提出場所 上記2に同じ。

イ 提出方法

持参又は送付による。なお、FAX、電子メールその他の方法による提出は認めない。

ウ 技術資料等の作成

仕様書等を熟知の上、要領別表1の「落札者決定基準」に掲げる評価項目に応じて、入札参加者が実現可能な技術評価項目内容を記載し、技術資料等を作成すること。

エ 提出に当たっての留意事項

(ア) 作成した入札書及び前記ウにより作成した技術資料等は、同一の封筒に入れて封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称及び商号）及び「令和5年4月12日13時40分開札〔路面下空洞探査業務(その2)〕の入札書及び技術資料等在中」の旨を記載すること。

(イ) 持参による提出の場合は、前記(ア)により作成した封書に、前記(1)の入札参加資格の審査に係る書類（別添1）を添えて、上記2の場所に前記アの提出期限までに直接提出すること。

(ウ) 送付による提出の場合は、前記(ア)により作成した封筒のほか、前記(1)の入札参加資格の審査に係る書類（別添1）を同一の封筒に入れ（二重封筒とすること。）、外封に「令和5年4月12日13時40分開札〔路面下空洞探査業務(その2)〕の入札関係書類在中」の旨を記載し、上記2あてに前記アの提出期限までに必着するよう送付すること。

(エ) 入札参加者は、いったん提出した入札書及び技術資料等は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(3) 代理人による入札

ア 代理人（又は副代理人。以下同じ。）が入札する場合には、入札書に入札参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、委任状を入札書とともに提出すること。

イ 入札者又は代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(4) 入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札書等の提出後これらの理由を不明として異義を申し出ることにはできない。

7 開札等

(1) 開札の日時及び場所

令和5年4月12日（水）13時40分

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎地下1階4号会議室

(2) 開札

- ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、入札を打ち切る（再度入札は行わない）。
- カ 開札をした場合において、次の事項を告げた後、落札を保留して開札を終えるものとする。
 - (ア) 入札が無効となる入札参加者
 - (イ) 予定価格の制限の範囲を越える価格で入札をした入札参加者

(3) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

- ア 本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札
- イ 技術資料等の提出をしない者がした入札
- ウ 本入札説明書の定めに従わない書類を提出した者がした入札
- エ 前記6(2)アの入札書等の提出期限以後、落札者の決定までの間に前記4の入札参加資格を満たさなくなった者がした入札
- オ 提出書類に虚偽の記載をした者がした入札

(4) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。
- ウ 調達を取り止め、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

8 入札説明書等に係る質問

(1) 入札説明書及び仕様書等に関する質問の受付

入札説明書及び仕様書等又は総合評価落札方式の手続に関して質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

- ア 提出期限 令和5年4月3日(月) 17時15分まで
- イ 提出場所

質問事項について、書面(別添2)に簡潔にまとめ、当該書面を持参若しくはFAX送信又は電子メールにより、上記2の場所あてに提出すること。なお、FAX又は電子メールでの提出後は架電にて着信確認を行うこと。

- ウ 質問に対する回答

質問に対する回答については、上記 2 の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、建設局ホームページ上で公開する。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(4) 最低制限価格の設定 無

(5) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際して不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際して入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 契約書の作成

ア 契約の相手方（落札者）が決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 前記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 契約条項 別紙案のとおり

(8) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。また、提出された書類は、返却しないものとする。

(9) 総合評価に関する審査結果を除き、提出された技術資料等については、公表しないものとする。ただし、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、非公開情報を除いて、公開請求者に公開する。